

【抜粋】

水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について

平成 22 年 3 月 26 日
21 水 港 第 2597 号
水 産 庁 長 官 通 知
〔 最 終 改 正 〕
〔 令 和 7 年 3 月 31 日 〕
6 水 漁 第 1442 号

第 1 対象事業

この通知の対象となる事業の種類は、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表 1 に掲げる事業とする。

第 2 共通事項

1 事業実施計画の提出及び変更

交付等要綱第 5 第 1 項の事業実施計画は別記参考様式第 1 号により、交付等要綱第 5 第 2 項の事業実施計画の重要な変更は別記参考様式第 2 号により、水産庁長官に提出するものとする。

また、水産庁が別に定める公募要領に基づく課題提案書を提出した場合は、これをもって事業実施計画書に代えることができるものとする。ただし、課題提案書の内容に変更があった場合については、別記参考様式第 2 号により提出するものとする。

なお、個別事業ごとに様式が定められている場合には、それによるものとする。

2 財産の運用・管理規定

事業実施主体が、補助事業実施期間後に補助事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、補助事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を委託して実施した場合も同様とする。

3 特許権の処分・放棄の協議

事業実施主体は、本事業の結果取得した特許権等に係る交付等要綱第 24 第 3 項に基づく利用又は処分については、次のとおりとする。

- (1) 当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降 5 年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記参考様式第 3－1 号により事前に水産庁長官と協議する。
- (2) 当該事業を実施した年度の翌年度以降 5 年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記参考様式第 3－2 号により水産庁長官に報告する。

4 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

第 3 事業の目的、内容等

交付等要綱に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領によるものとする。

第 4 交付等要綱第 31 の水産庁長官が特に必要と認めるものは、公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構、漁業信用基金協会、全国漁業協同組合連合会、日本かつお・まぐろ漁業協同組合とする。

第5 電子情報処理組織による申請等

補助事業者は、本通知の規定に基づく申請等については、当該規定の定めにかかわらず、電子メール、農林水産省共通申請サービス（当該補助事業が当該サービスの対象事業として登録されている場合に限る。）、その他の電子計算機を用いて処理することが可能な方法（以下「電子処理システム」という。）により行うことができる。ただし、電子処理システムにより申請等を行う場合であっても、本通知の規定に基づき当該申請等に添付することとされている様式の全部又は一部を書面により提出することを妨げない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請等を行う場合は、本通知に規定する様式にかかわらず、電子処理システムにより提供する様式を用いることができる。
- 3 大臣は、第1項の規定により申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示、命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電子処理システムによることができる。
- 4 補助事業者が第2項の規定により電子処理システムを使用する方法により申請等を行う場合は、当該電子処理システムのサービス提供者が定める当該電子処理システムの利用に係る規約に従わなければならない。

3-2-(2) 有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち有害生物漁業被害防止総合対策事業

(1) 事業の内容、補助対象経費等

ア この事業は、以下の(ア)から(ウ)までの事業について事業実施主体が行う事業とする。また、事業実施機関が事業を行う場合に要する経費を事業実施主体が助成する事業とする。なお、本事業の対策は広域的な漁業被害の防止及び軽減を目的とし、都道府県との間で適切な役割分担が図られていなければならない。

(ア) 有害生物調査及び情報提供事業

(イ) 有害生物被害軽減技術開発事業

(ウ) 有害生物被害軽減対策事業

イ アの(ウ)の事業において補助対象となる洋上駆除、陸上処理の方法、漁具等(陸上処理機材、改良漁具等)は、実証化試験を含む技術開発段階のものではなく普及段階のものであると認められるものでなければならない。

ウ アの(ウ)の事業のうち対象となる有害生物の駆除の実施に当たっては、次の条件を全て満たさなければならない。

(ア) 特定の時期、場所等で駆除を行うことが広域的な漁業被害の防止・軽減に効果的であると認められること。

(イ) 駆除計画の策定には、関係する都道府県、漁業団体、研究機関、事業実施機関及び漁業者等が参画し、連携して駆除を行う体制を構築すること。

(ウ) 各都道府県の沿岸漁場近海域における駆除等の対策については、当該都道府県又は当該都道府県の漁業関係者が自主的に行っていること。

エ アの(ウ)の事業において有効利用を行う場合は、陸揚げされた有害生物の処理を円滑に行うことを目的とし、廃棄(焼却・埋設)以外の方法で資源化すること。

(2) 事業実施主体等

ア 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、事業の適切な実施ができる民間団体として公募により選定された者とする。

イ 事業実施機関

この事業の事業実施機関は、漁業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、一般社団法人、一般財団法人、地元漁民が組合員、社員又は株主となっている法人又は法人格を有しない団体であって代表者、団体の目的、団体の意思決定の機関及びその決定の方法を含んだ規約を有する団体であり、事業を確実かつ適正に実行することができると客観的に認められる者とする。

(3) 事業実施計画の承認

ア 事業実施機関は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、事業実施主体の承認を受けるものとする。この場合、事業実施主体の作成する総合的な事業実施計画の範囲内であることを確認し、適当であると認められる場合において承認するものとする。また、これを変更する場合は、別記様式第2号により同様の承認を得るものとする。

イ 事業実施主体は、アの承認を行った場合、水産庁長官に報告するものとする。

(4) 助成金の交付

ア 事業実施機関は、事業に要する経費について交付を受けようとする場合は、別記様式第3号により事業実施主体に対して交付申請を行うものとする。

イ 事業実施主体は、アの交付申請書の提出があった場合、その交付申請書の内容が適当であると認められるときは、予算額の範囲内において事業に要する経費を交付することができる。

ウ 事業実施機関は、事業実施主体から交付を受けた助成金に残額が生じた場合は、当該残額を事業実施主体に返還するものとする。

(5) 助成金の概算払

ア 事業実施主体は、事業の円滑な運営に必要な場合、概算払を行うことができる。

イ 事業実施機関が概算払を受けようとするときは、別記様式第4号により事業実施主体に請求を行い、事業実施主体はこれを審査の上、適当であると認められる場合において助成金の概算払を行うものとする。

(6) 事業実績の報告

事業実施機関は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後遅滞なく、別記様式第5号により事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

(7) 収益納付

事業実施主体は、本事業の実施期間中及び事業終了後5年間において、本事業により収益が生じた場合には、別記様式第6号を用いて、水産庁長官に提出するものとする。水産庁長官は当該報告に基づき、事業成果の実用化、知的財産権の譲渡、実施権の設定、事業の成果の他への供与等により収益を得たと認められる場合には、事業実施主体に対して、次の算式によって得られた金額を国に納付させるものとする。ただし、この納付金は、本事業に係る補助金額を限度とする。

$$E = (A - B) \times \frac{D}{C}$$

A：収入総額（消費税相当額を除く。）

B：支出総額（消費税相当額を除く。）

C：補助事業に要した経費

D：本事業に係る国庫補助金

E：納付すべき収益額

3-2-(3) 有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業

(1) 事業の内容、補助対象経費等

- ア 大型クラゲの漁業被害対策に係る駆除事業及び陸上処理事業について、事業実施機関が事業を行う場合に事業実施主体が助成する事業に要する経費とする。なお、本事業の対策は大型クラゲによる広域的な漁業被害の防止及び軽減を目的とし、都道府県との間で適切な役割分担が図られていなければならない。
- イ 駆除事業における大型クラゲ駆除効果促進ネットの導入に要する経費及び陸上処理事業における陸上処理機材導入に要する経費については、補助率2分の1以内とし、それら以外の経費については、定額補助とする。
- ウ この事業において補助対象となる洋上駆除、陸上処理の方法、駆除漁具、駆除効果促進ネット、陸上処理機材は、実証化試験を含む技術開発段階のものではなく普及段階のものであると認められるものでなければならない。
- エ 陸上処理事業における有効利用とは、陸揚げされた有害生物の処理を円滑に行うことを目的とし、廃棄（焼却・埋設）以外の方法で資源化することをいう。
- オ 大型クラゲの駆除の実施に当たっては、次の条件を全て満たさなければならない。
 - (ア) 特定の時期・場所等で駆除を行うことが広域的な漁業被害の防止・軽減に効果的であると認められること。
 - (イ) 駆除計画の策定には、関係する都道府県、漁業団体、研究機関、事業実施機関及び漁業者等が参画し、連携して駆除を行う体制を構築すること。
 - (ウ) 各都道府県の沿岸漁場近海域における駆除等の対策については、その都道府県又は当該都道府県の漁業関係者が自主的に行っていること。

(2) 事業実施主体等

- ア 事業実施主体
この事業の事業実施主体は、有害生物漁業被害防止総合対策基金（以下「有害生物対策基金」という。）の管理を行う特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構とする。
- イ 事業実施機関
この事業の事業実施機関は、漁業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、一般社団法人、一般財団法人、地元漁民が組合員、社員又は株主となっている法人又は法人格を有しない団体であって代表者、団体の目的、団体の意思決定の機関及びその決定の方法を含んだ規約を有する団体であり、事業を確実かつ適正に実行することができると客観的に認められる者とする。

(3) 基金の管理等

- ア 事業実施主体は、交付等要綱第36の規定に基づき国からの補助金等を国庫に返納する場合、国庫へ返納する額は、基金のうち国庫補助金等相当額（法定果実を含む。）を上限とする。
- イ 事業実施主体は、水産庁長官の承認を得て、基金の一部を事業の管理運営に要する経費に充てることができるものとする。

(4) 事業実施計画の承認

- ア 事業実施機関は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、事業実施主体の承認を受けるものとする。この場合、事業実施主体の作成する総合的な事業実施計画の範囲内であることを確認し、適当であると認められる場合において承認するものとする。また、これを変更する場合は、別記様式第2号により同様の承認を得るものとする。
- イ 事業実施主体は、アの承認を行った場合、水産庁長官に報告するものとする。

(5) 助成金の交付

- ア 事業実施機関は、事業に要する経費について交付を受けようとする場合は、別記様式第3号により事業実施主体に対して交付申請を行うものとする。
- イ 事業実施主体は、アの交付申請書の提出があった場合、その交付申請書の内容が適当であると認められるときは、有害生物対策基金の範囲内において事業に要する経費を交付することができる。
- ウ 事業実施機関は、事業実施主体から交付を受けた助成金に残額が生じた場合は、当該残額を事業実施主体に返還するものとする。

(6) 助成金の概算払

- ア 事業実施主体は、事業の円滑な運営に必要な場合、概算払を行うことができる。
- イ 事業実施機関が概算払いを受けようとするときは、別記様式第4号により事業実施主体に請求を行い、事業実施主体はこれを審査の上、適当であると認められる場合において助成金の概算払を行う

ものとする。

(7) 事業実績の報告

事業実施機関は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後遅滞なく、別記様式第5号により事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

(8) 運営状況及び助成完了の報告

ア 事業実施主体は、交付等要綱第43の規定に基づき、事業を実施した事業年度における有害生物対策基金の運営状況について、事業終了後遅滞なく、別記様式第6号により水産庁長官に報告するものとする。

イ 事業実施主体は、交付等要綱第43の規定に基づき、有害生物対策基金の助成が全て完了した場合は、別記様式第7号により水産庁長官に報告するものとする。

(9) 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体及び事業実施機関からの報告を求めることができるものとする。

(3-2-(2)) 有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち有害生物漁業被害防止総合対策事業)

別記様式第1号

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体)
〇〇 〇〇 殿

事業実施機関名
代表者 氏 名

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業について、下記のとおり事業実施計画を作成したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の3-2-(2)の(3)のアの規定に基づき、承認願いたい。

記

第1 実施事業名

有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち

〇〇〇〇〇〇〇〇事業 (注) 実施を計画する事業名を全て記載すること。

第2 事業の目的

△△△...

第3 事業の内容

1 有害生物調査及び情報提供事業

事業内容

△△△...

(1) 有害生物漁業被害防止検討委員会開催計画

開催時期	開催場所	内 容	備 考

(2) 有害生物出現実態・生態把握調査計画

対象有害生物	実施期間	調査手段	調査内容	備 考

(3) 有害生物出現情報収集・解析及び情報提供計画

ア 有害生物出現情報収集・解析

対象有害生物	実施期間	出現情報収集・解析方法	備 考

イ 有害生物出現情報の提供

対象有害生物	実施期間	情報提供手段	情報提供内容	備 考

2 有害生物被害軽減技術開発事業

事業内容

△△△...

(1) トド追い払い等効果検証計画

実 施 時 期	実 施 場 所	内 容	備 考

(2) トド等漁業被害防止技術開発計画

試験等の項目	実施時期	実施場所	内 容	備 考

(3) トド漁業被害軽減対策検討会開催計画

開 催 時 期	開 催 場 所	内 容	備 考

3 有害生物被害軽減対策事業

事業内容

△△△・・・

(1) 有害生物駆除計画

対象有害生物	実施時期	実施場所	内 容	備 考

(2) 有害生物陸上処理計画

ア 実施時期、実施場所及び実施内容

実 施 時 期	実 施 場 所	内 容	備 考

イ 実施場所での項目及び数量

実 施 場 所	項 目	数 量	備 考

(3) 改良漁具の導入計画

実 施 場 所	改良漁具等の種類	改良漁具等の導入数	導 入 時 期	備 考

第4 事業に必要な経費配分

(単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費	負 担 区 分		備 考
		助成金	自己負担	
1 有害生物調査及び情報提供事業費				
2 有害生物被害軽減技術開発事業費				
3 有害生物被害軽減対策事業費				
(1) 有害生物駆除費				
a 大型クラゲ駆除効果促進ネット導入に要する経費				
b a以外の経費				
(2) 有害生物陸上処理費				
(3) 改良漁具の導入費				
a 改良漁具の購入に要する経費				
b a以外の経費				
計				

- (注) 1 備考欄には、計上している経費の費目名を全て記載すること。
2 該当しない項目は適宜削除してかまわない。

別記様式第2号

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体)
〇〇 〇〇 殿

事業実施機関名
代表者 氏 名

年 月 日付け〇〇第 号で交付決定通知があった〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業について、下記により事業内容及び経費の配分を変更したいので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の3-2-(2)の(3)のアの規定に基づき、承認願いたい。

記

(注) 記の記載内容は、別記様式第1号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換えて同箇所に変更の理由を記載するとともに、助成金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。

また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

別記様式第3号

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体)
〇〇 〇〇 殿

事業実施機関名
代表者 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり、有害生物漁業被害防止総合対策事業を実施したいので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の3-2-(2)の(4)のアの規定に基づき、金 円の交付を申請する。

記

第1 実施事業名

有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち

○○○○○○○○事業 （注）実施を計画する事業名を全て記載すること。

第2 事業の目的

△△△・・・

第3 事業の内容

1 有害生物調査及び情報提供事業

事業内容

△△△・・・

（1）有害生物漁業被害防止検討委員会開催計画（又は実績）

開 催 時 期	開 催 場 所	内 容	備 考

（2）有害生物出現実態・生態把握調査計画（又は実績）

対象有害生物	実 施 期 間	調 査 手 段	調 査 内 容	備 考

（3）有害生物出現情報収集・解析及び情報提供計画（又は実績）

ア 有害生物出現情報収集・解析

対象有害生物	実 施 期 間	出現情報収集・解析方法	備 考

イ 有害生物出現情報の提供

対象有害生物	実 施 期 間	情報提供手段	情報提供内容	備 考

2 有害生物被害軽減技術開発事業

事業内容

△△△・・・

（1）トド追い払い等効果検証計画（又は実績）

実 施 時 期	実 施 場 所	内 容	備 考

（2）トド等漁業被害防止技術開発計画（又は実績）

試験等の項目	実施時期	実施場所	内 容	備 考

（3）トド漁業被害軽減対策検討会開催計画（又は実績）

開 催 時 期	開 催 場 所	内 容	備 考

3 有害生物被害軽減対策事業

事業内容

△△△・・・

（1）有害生物駆除計画（又は実績）

対象有害生物	実施時期	実施場所	内 容	備 考

（2）有害生物陸上処理計画（又は実績）

ア 実施時期、実施場所及び実施内容

実 施 時 期	実 施 場 所	内 容	備 考

イ 実施場所での項目及び数量

実 施 場 所	項 目	数 量	備 考

(3) 改良漁具の導入計画 (又は実績)

実 施 場 所	改良漁具等の種類	改良漁具等の導入数	導 入 時 期	備 考

第4 事業に必要な経費配分 (単位: 円)

区 分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費)	負 担 区 分		備 考
		助成金	自己負担	
1 有害生物調査及び情報提供事業費				
2 有害生物被害軽減技術開発事業費				
3 有害生物被害軽減対策事業費				
(1) 有害生物駆除費				
a 大型クラゲ駆除効果促進ネット導入に要する経費				
b a以外の経費				
(2) 有害生物陸上処理費				
(3) 改良漁具の導入費				
a 改良漁具の購入に要する経費				
b a以外の経費				
計				

- (注) 1 備考欄には、計上している経費の費目名を全て記載すること。
2 該当しない項目は適宜削除してかまわない。
3 実績報告の際に各区分の「補助事業に要した経費」及び「負担区分」に交付決定額を上段括弧書きで記載すること。

第5 事業完了予定年月日 (又は完了年月日)

第6 添付書類
その他参考となる資料

別記様式第4号

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体)
〇〇 〇〇 殿

事業実施機関名
代表者 氏 名

年 月 日付け〇〇第 号で助成金の交付決定通知があった〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の3-2-（2）の（5）のイの規定に基づき、金 円を概算払いによって交付されたく請求する。

記								
区 分	補助事業に 要する経費	助 成 金	既受領額		今回請求額		残 額	
			金 額	出来高	金 額	出来高	金 額	出来高
	円	円	円	%	円	%	円	%
合 計								

（注）水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について第3の3-2-（2）の（1）のアの（ア）から（エ）までの事業ごとに区分して記載すること。

別記様式第5号

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇（※事業実施主体）
〇〇 〇〇 殿

事業実施機関名
代表者 氏 名

年 月 日付け〇〇第 号で補助金の交付決定通知があった〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業について、下記のとおり事業を実施したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の3-2-（2）の（6）の規定に基づき、報告する。
なお、併せて助成金の精算額金 円の交付を請求する。

記

（注）記の記載内容は、別記様式第3号に準ずるものとする。また、添付書類については、交付申請書又は事業計画変更承認申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

別記様式第6号

収益状況報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
事業実施主体名

代表者氏名

有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち有害生物漁業被害防止総合対策事業について収益が生じたので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の3－2－（2）の（7）の規定に基づき、下記のとおり報告し、金〇〇〇円を納付する。

記

1. 収益の内容：〇〇に係る収益（特許権等の譲渡、機器類等の実用化等）
2. 収益の内訳

項目	収入総額 (消費税相当額を除く) (A)	支出総額 (消費税相当額を除く) (B)	補助事業に 要した経費 (C)	本事業に係る 国庫補助金 (D)	納付すべき 収益額 (E)
金額					

※算式は、 $E = (A - B) \times (D / C)$ を用いること。

3-2-(3) 有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業

別記様式第1号

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体)
〇〇 〇〇 殿

事業実施機関名
代表者 氏 名

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業について、下記のとおり事業実施計画を作成したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 3-2-(3) の (4) のアの規定に基づき、承認願いたい。

記

第1 実施事業名
有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち
大型クラゲ緊急対策事業

第2 事業の目的
△△△…

第3 事業の内容
1 駆除事業
事業内容
△△△…

(1) 駆除漁具等の導入計画

駆除漁具等の種類	駆除漁具等の導入数	導 入 時 期	備 考

(2) 駆除実施計画

実 施 時 期	実 施 場 所	内 容	備 考

2 陸上処理事業
事業内容
△△△…

陸上処理実施計画

項 目	数 量	内 容	備 考
運搬経費			
処理用機材の導入経費			
処理及び有効利用経費			

(注) 該当しない項目は適宜削除してかまわない。

第4 事業に必要な経費配分

(単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費	負 担 区 分		備 考
		基金助成金	自己負担金	
1 駆除事業費				
(1) 駆除漁具等の導入費				
(2) 駆除事業費				
2 陸上処理事業費				
計				

(注) 1 備考欄には、計上している経費の費目名をすべて記載すること。

2 該当しない項目は適宜削除してかまわない。

別記様式第2号

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体)

〇〇 〇〇 殿

事業実施機関名

代表者 氏 名

年 月 日付け〇〇第 号で基金助成金の交付決定通知があった〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業について、下記により事業内容及び経費の配分を変更したいので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の3-2-(3)の(4)のアの規定に基づき、承認願いたい。

記

(注) 記の記載内容は、別記様式第1号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換えて同箇所に変更の理由を記載するとともに、基金助成金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。

また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

別記様式第3号

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策基金助成金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体)

〇〇 〇〇 殿

事業実施機関名

代表者 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり、有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業を実施したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 3－2－（3）の（5）の A の規定に基づき、基金助成金 円の交付を申請する。

記

第 1 実施事業名

有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち
大型クラゲ緊急対策事業

第 2 事業の目的

△△△…

第 3 事業の内容

1 駆除事業

事業内容

△△△…

（1）駆除漁具等の導入計画（又は実績）

駆除漁具等の種類	駆除漁具等の導入数	導 入 時 期	備 考

（2）駆除実施計画（又は実績）

実 施 時 期	実 施 場 所	内 容	備 考

2 陸上処理事業

事業内容

△△△…

陸上処理実施計画（又は実績）

項 目	数 量	内 容	備 考
運搬経費			
処理用機材の導入経費			
処理及び有効利用経費			

（注）該当しない項目は適宜削除してかまわない。

第 4 経費配分

（単位：円）

区 分	補助事業に要する経費 （又は補助事業に要した経費）	負 担 区 分		備 考
		基金助成金	自己負担金	
1 駆除事業費				
（1）駆除漁具等の導入費				
（2）駆除事業費				
2 陸上処理事業費				
計				

（注） 1 備考欄には、計上している経費の費目名をすべて記載すること。

2 該当しない項目は適宜削除してかまわない。

3 実績報告の際に各区分の「補助事業に要した経費」及び「負担区分」に交付決定額を上段括弧書きで記載すること。

第5 事業完了予定年月日（又は完了年月日）

第6 添付書類
その他参考となる資料

別記様式第4号

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策基金助成金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇（※事業実施主体）
〇〇 〇〇 殿

事業実施機関名
代表者 氏 名

年 月 日付け〇〇第 号で基金助成金の交付決定通知があった〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の3-2-（3）の（6）のイの規定に基づき、金 円を概算払いによって交付されたく請求する。

記

区 分	補助事業に 要する経費	基金助成金	既受領額		今回請求額		残 額	
			金 額	出来高	金 額	出来高	金 額	出来高
	円	円	円	%	円	%	円	%
合 計								

（注）別記様式第3号の第4の経費配分に準じて区分すること。

別記様式第5号

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇（※事業実施主体）
〇〇 〇〇 殿

事業実施機関名
代表者 氏 名

年 月 日付け〇〇第 号で補助金の交付決定通知があった〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業について、下記のとおり事業を実施したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の3-2-（3）の（7）

の規定に基づき、報告する。
なお、併せて基金助成金の精算額金 円の交付を請求する。

記

(注) 記の記載内容は、別記様式第3号に準ずるものとする。また、添付書類については、交付申請書又は事業計画変更承認申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

別記様式第6号

有害生物漁業被害防止総合対策基金運営状況報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○○ ○○ 殿

事業実施主体名
代表者 氏 名

○○年度における有害生物漁業被害防止総合対策基金の運営状況について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の3-2-(3)の(8)のアの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

第1 有害生物漁業被害防止総合対策基金の造成額及び残高 (単位：円)

区 分	金 額	備 考
基金造成費補助金		
運用益		
前期繰越額		
収入合計		
基金助成額		
基金管理運営費		
支出合計		
当期収支差額		

第2 事業別有害生物漁業被害防止総合対策基金の助成額 (単位：円)

区 分	金 額	備 考
1 駆除事業費		
2 陸上処理事業費		
基金助成額合計		

第3 基金管理運営費の内訳 (単位：円)

区 分	金 額	備 考
合 計		

(注) その他参考となる資料を添付すること。

有害生物漁業被害防止総合対策基金助成完了報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○○ ○○ 殿

事業実施主体名
代表者 氏 名

○○年度において、有害生物漁業被害防止総合対策基金の助成を全て完了したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の3－2－（3）の（8）のイの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

第1 有害生物漁業被害防止総合対策基金の造成額及び残高 (単位：円)

区 分	年度	年度	年度	年度	年度
基金造成費補助金					
運用益					
前期繰越額					
収入合計					
基金助成額					
基金管理運営費					
支出合計					
当期収支差額					

第2 事業別有害生物漁業被害防止総合対策基金の助成額 (単位：円)

区 分	年度	年度	年度	年度	年度
1 駆除事業費					
2 陸上処理事業費					
基金助成額合計					

(注) その他参考となる資料を添付すること。